

令和7年度随意契約一覧表【健康推進部】

令和7年4月1日から令和7年6月30日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
健康づくり推進課	特定個人情報令和7年度改版対応健康管理システム改修業務	令和7年5月21日	NECネクサソリューションズ株式会社 関西支社	令和7年5月22日 ～ 令和7年7月31日	3,735,600	特定個人情報令和7年度改版対応 健康管理システム改修業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	システムを構築・カスタマイズした業者であり、本市の現在のシステムの状況を熟知しており、システムの安定した稼働のためには同者と契約を締結するのが最適であるため。
健康づくり推進課	富田林市立保健センターエレベーター保守業務（長期継続契約）	令和7年6月9日	株式会社日立ビルシステム 関西支社	令和7年7月1日 ～ 令和10年6月30日	1,940,400	富田林市立保健センターのエレベーターの保守（定期点検、故障時の修理整備等）、遠隔監視を行う。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	機器の製造業者であり、自社の持つ特許や機器の構造等を熟知した同者でなければ、保守点検などができないため
健康づくり推進課	令和7年度 胃がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診業務	令和7年4月1日	公益財団法人大阪府保健医療財団	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	9,977,224	がんミニドックにおける胃がん検診（予診及び胃部エックス線間接撮影検査）、レディース検診における乳がん検診（マンモグラフィ検査）及び子宮頸がん検診（内診及び子宮頸部細胞診検査）を実施する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務においては、精度の高い検診体制を維持する必要があるため、検診車両や専門技師の派遣を含む体制が不可欠である。同法人は検診業務の実施主体であり、内部に精度管理センターを併設し、精度管理を一体的に実施できる。また、技術的な相談を含め、精度管理に関する綿密な連携が可能であり、これらの点から、本市で検診事業を安定的、効果的に実施するには、同財団による業務の履行が最も適切であり、他の事業者では同等の体制・実績・連携が見込めないため。
健康づくり推進課	令和7年度 健康診査・がん検診事業に係る業務	令和7年4月1日	一般社団法人富田林医師会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	91,476,757	・市民検診事業 基本健康診査（40歳以上医療保険未加入者、若年層）、心電図検査、眼底検査、追加項目検査（貧血検査等含む）、肝炎ウイルス検査（B・C型）、骨密度検査、子宮頸がん検診（頸部・体部）、大腸がん検診、胃内視鏡検診	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は、その大部分を受診者の利便性及び受診率向上等の観点から、市内の医療機関における個別受診で実施しております。これは、かかりつけ医として普段から受診し、受診者の体調や過去のデータを把握している医療機関での受診が望ましく、同会に本市内及び近隣町村の医療機関が会員として加入しているため。
健康づくり推進課	令和7年度 個別検診（胃・肺・大腸・乳・子宮がん検診）業務	令和7年4月1日	公益財団法人大阪府保健医療財団、一般財団法人大阪府結核予防会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	3,610,750	がん検診受診率向上を目的とした検診体制及び検診機会の拡充の施策として、富田林市外で最大5つのがん検診を一度に受けることができる個別検診を実施する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公益財団法人大阪府保健医療財団と一般財団法人大阪府結核予防会は、個別及び集団検診のいずれにおいても府下市町村の多くが委託しており、国の対策型検診の精度管理に長け、要精密検査者のフォローや追跡調査についても実績及び信頼性があるため。
健康づくり推進課	令和7年度 成人歯科健診、後期高齢者歯科健診業務	令和7年4月1日	一般社団法人富田林歯科医師会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	1,396,580	成人歯科健診は、受診日に満20、30、40、50、60、70歳の富田林市民を対象に、また、後期高齢者歯科健診は、満75歳以上の富田林市民でかつ生活保護世帯など医療保険未加入者を対象に、問診や口腔内診査を行うもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は、歯科医院（歯科医師）でなくては実施することができません。本市では歯科医院において、個別健診にて同業務を実施しており、同会に市内歯科医院が会員として所属しているため。
健康づくり推進課	令和7年度 大腸がん検診・喀痰検査業務	令和7年4月1日	社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会富田林病院	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	1,336,200	大腸がん検診、喀痰検査	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	社会福祉法人恩賜財団大阪府富田林病院は、大腸がん検診及び喀痰検査について、市の集団検診と同時に年間を通して実施でき、また随時検体を提出できる市内唯一の医療機関であるため。
健康づくり推進課	令和7年度 定期予防接種業務（市外医療機関）	令和7年4月1日	河内長野市医師会、大阪狭山市医師会、大阪南医療センター、近畿大学病院、かがやきクリニック、大阪母子医療センター	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	18,069,884	定期予防接種（A類）業務の実施	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	富田林市外に主治医のある者、在宅医療が必要な者で市外医療機関の往診を受けている者について、安全性及び利便性を図る観点から委託契約を締結しているため
健康づくり推進課	令和7年度 定期予防接種業務（富田林医師会）	令和7年4月1日	一般社団法人富田林医師会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	277,924,296	定期予防接種A類、B類（定期コロナ以外のインフルエンザ、成人用肺炎球菌・帯状疱疹）業務の実施	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本市が実施する定期予防接種は、被接種者の利便性、安全性及び接種率向上等の観点から、個別接種で実施しております。これは、かかりつけ医として、普段の体調を把握している富田林医師会管内の各医療機関での接種が望ましいからです。したがって、近隣の各医療機関が会員として加入している一般社団法人富田林医師会と随意契約をするものです。
健康づくり推進課	令和7年度 富田林市セット健診業務	令和7年4月1日	社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会富田林病院	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	10,057,240	満40歳以上の市民を対象に、がん検診（胃・肺・大腸がん検診・喀痰検査）及び特定健診などを大阪府済生会富田林病院健診センターにおいて同時実施するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	大阪府済生会富田林病院は、年間を通して肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、喀痰検査を同時に実施できる、市内でも数少ない医療機関であり、市としても、がん検診の受診を推進している中で、できるだけ多くの市民が受診できるためにも受け入れられる医療機関を確保するため。
健康づくり推進課	令和7年度 乳がん検診（個別）業務	令和7年4月1日	富田林病院・PL病院・いぬいクリニック	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	13,937,530	40歳以上の富田林市民の女性を対象に乳がん検診（問診及びマンモグラフィ検査）を実施する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本市が基準として考えているNPO法人日本乳がん検診精度管理中央機構の定める一定の基準及び評価を満たす読影認定医師、読影認定診療放射線技師、施設画像認定施設を全て満たす市内医療機関が3医療機関しかないため。
健康づくり推進課	令和7年度 乳がん検診（集団）・結核・肺がん検診（集団）業務	令和7年4月1日	一般財団法人大阪府結核予防会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	4,432,560	40歳以上の富田林市民を対象に、乳がん検診（集団）、結核・肺がん検診（集団）を実施する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務において必要な人員・検診器具等を用意できる業者が多くなく、健診という事業の性質上、委託する業者の実績及び信頼性は必要不可欠であり、一般財団法人大阪府結核予防会は検診事業を数多くの市町村で実施しており実績及び信頼性があるため。
健康づくり推進課	令和7年度 乳幼児健康診査（集団健診）業務	令和7年4月1日	富田林病院、PL病院	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	2,723,500	母子保健第12条及び第13条に基づく健康診査を実施するにあたり必要な小児科診察	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市内の個人の小児科医だけでは人数が少なく実施が困難であることから、小児科医が複数名在籍する病院から小児科医を派遣してもらうため。

令和7年度随意契約一覧表【健康推進部】

令和7年4月1日から令和7年6月30日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
健康づくり推進課	令和7年度 任意予防接種費用助成事業の実施に関する業務	令和7年4月1日	一般社団法人富田林医師会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	2,080,000	高齢者肺炎球菌予防接種（任意接種分）の代理受領に係る業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	富田林医師会では、予防接種に関する定期的な研修を実施し、安全かつ確実な接種体制を構築しており、定期接種と任意接種が混在する本市制度にも精通しています。加えて、市民の利便性が高く接種率の向上も見込まれることから、富田林医師会管内の医療機関での実施が最適と判断し、富田林医師会と契約するものです。
健康づくり推進課	令和7年度 妊婦健康診査、産婦健康診査、新生児聴覚検査、乳児一般（1か月児）健康診査、乳児後期健康診査及び請求に係る審査事務業務	令和7年4月1日	一般社団法人大阪府医師会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	72,216,982	本市内の産婦人科、小児科だけでなく、大阪府内全域の一般社団法人大阪府医師会の会員たる医療機関においても妊産婦及び新生児、乳児が健康診査を受診できるよう委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	妊産婦、乳児の利便性を考えて大阪府内全域の一般社団法人大阪府医師会の会員たる医療機関において妊婦健康診査、産婦健康診査、新生児聴覚検査、乳児一般（1か月児）健康診査及び乳児後期健康診査を受診できるようにするため。
健康づくり推進課	令和7年度 妊婦健康診査、産婦健康診査、新生児聴覚検査及び請求に係る審査事務業務	令和7年4月1日	一般社団法人大阪府助産師会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	1,132,070	大阪府助産師会の会員で、健康診査業務を受託する助産所にて妊婦健康診査、産婦健康診査、新生児聴覚検査を実施する。また、大阪府助産師会にて実施要領に基づく請求書の内容の確認、助産所別明細書の作成等についての審査事務を実施する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	妊産婦の利便性を考えて大阪府下全域の一般社団法人大阪府助産師会の会員たる助産所において妊婦健康診査、産婦健康診査、新生児聴覚検査を受診できるようにするため。
健康づくり推進課	令和7年度 妊婦歯科健康診査業務	令和7年4月1日	一般社団法人富田林歯科医師会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	1,853,280	早産等を予防し、妊婦や生まれてくる子どもの口腔衛生の向上を図ることを目的に妊娠中に実施する歯科健診	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	受診者の利便性及び受診率向上等の観点から、市内の医療機関での実施が望ましいため。
健康づくり推進課	令和7年度システム標準化に係る健康管理システム構築業務委託	令和7年6月6日	NECネクサソリューションズ株式会社 関西支社	令和7年6月7日 ～ 令和8年3月31日	19,294,000	健康管理業務において、標準仕様書に適合したシステム（標準準拠システムの構築及び現行の健康管理システムからのデータ移行を行う。なお、準拠する標準仕様書は健康管理システム標準仕様書とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	システムの開発業者かつ著作権を有する業者であり、他社が保守・改修等を行うことができないため。
健康づくり推進課	令和7年度 肺がん検診・結核検診、喀痰検査業務	令和7年4月1日	医療法人同愛会新堂診療所	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	1,091,610	肺がん・結核の早期発見のため、問診、胸部エックス線検査（直接撮影）、喀痰検査（該当者のみ）を行うもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	新堂診療所は、個別検診において肺がん検診（喀痰検査を含む）を年間通して受託し、二次読影体制を整えている市内で唯一の医療機関であり、地域住民の利便性及び従来からの受診者の継続的な健康管理が可能であるため。
健康づくり推進課	令和7年度富田林市産後ケア事業（日帰り・宿泊型）業務	令和7年4月1日	富田林病院、澤井産婦人科、PL病院、大阪母子医療センター、大阪南医療センター、恵み助産院、みつばち助産院	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	3,728,000	出産後、お母さんやご家族が安心して子育てができるよう、医療機関、助産所において、助産師等による産後の体調管理と育児をサポートする事業の委託	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産後ケアに関する専門的知識を有し、出産直後の方への対応実績がある施設であり、特に、分娩件数の多い医療機関に委託することで、利用者の利便性が高まり、安定したサービス提供が可能となります。今年度からは、利用者の増加に対応するため、大阪府助産師会および日本助産師会に所属し、近隣市に所在する助産所を新たに追加し、当該医療機関・助産所と契約するものです。
高齢介護課	富田林市介護予防・健康ポイント事業 分析・報告業務	令和7年6月13日	アルスタクリエイト株式会社	令和7年6月14日 ～ 令和8年3月31日	3,902,250	本市SDGs未来都市計画において、経済・社会・環境の三側面をつなぐ統合的取組として位置付けた、「商助」を軸とした健康事業のうち、市民の健康増進・介護予防として「富田林市介護予防・健康ポイント事業」を「富田林市産官学医包括連携協定」（通称TOMAS）を核に実施してきた。本事業で得られた測定データやアンケート結果を集計、分析し、事業の効果を明らかにするとともに、残された課題解決の方向性を導き出す業務を実施し、報告書にまとめる。また、分析結果を活用し、本市の健康増進・介護予防の取組が継続、発展することを目的とした企画を実施する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	富田林市産官学医包括連携協定を締結し、令和2年度にSDGs自治体モデル事業の全体マネジメント業務を受託し、事業報告書を作成するとともに、富田林市介護予防・健康ポイント事業の企画・設計、運営においても協働してきた企業である。蓄積データを管理するシステム会社との連携も既にできており、事業の分析・評価、また課題解決の方向性を検討する上で、本業務を委託できるのは上記事業者以外に存在しない。
高齢介護課	介護保険システムJip-Base利用契約	令和7年4月1日	日本電子計算株式会社 大阪支店	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	2,649,900	介護システム用サーバは、本市基幹系システムで利用しているクラウドサービス（Jip-Base）上に構築しているため、同クラウドサービスの月額利用契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	介護保険システムと基幹系システム（住基システム、国保システム等）は、日本電子計算株式会社のクラウド環境上に構築し、既に設置された回線を利用して本業務と基幹系システムのデータベースを即時連携している。迅速かつ安定的な運用が継続できることに加え、既に設定された回線の利用で新たな回線工事費用等が削減できるため、同事業者が委託することが最適である。
高齢介護課	令和7年度 高齢者歯科保健業務	令和7年4月1日	公益社団法人大阪府歯科衛生士会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	2,491,090	高齢者の生活機能向上や介護予防を目的にオーラルフレイルの改善（口腔衛生状態や口腔機能の改善）のプログラムを実施する専門性の高い事業であるとともに、対象者が高齢者であるため安全管理には特に注意を要する事業	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本事業は、高齢者の生活機能改善や介護予防を目的にオーラルフレイルの改善（口腔衛生状態や口腔機能の改善）のプログラムを実施する専門性の高い事業であるとともに、対象者が高齢者であるため安全管理には特に注意を要する事業です。大阪府歯科衛生士会は、歯科衛生士の人材確保と効果的な事業運営、個別支援のための人材育成に取り組んでおり、他に同様の職能団体が無いため。
高齢介護課	令和7年度 富田林市一般介護予防通所型介護予防事業（物忘れ予防教室）	令和7年4月1日	一般財団法人富田林市福祉公社	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	1,329,306	以下の通所型介護予防事業を実施する。 ・「物忘れ予防教室」 認知症予防の普及・啓発を目的に、認知症予防のプログラムやそれに関連する運動、栄養、口腔、音楽プログラムを実施する。1クール4回、年間3クール開催。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	運動や栄養など専門性の高い介護予防プログラムを実施する事業であり、高齢者を対象とするため安全管理には特に注意を要する事業である。本事業者が経営するフィットネスセンターの運動指導者を中心に、他の専門職による質の高い専門的なプログラムを安全に実施でき、他の2教室を併せて年間11クールを市内2か所以上で開催できるのは、本市内に拠点と人材を持つ本事業者のみであるため、特命随意契約を希望する。

令和7年度随意契約一覧表【健康推進部】

令和7年4月1日から令和7年6月30日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
高齢介護課	令和7年度 富田林市通所型サービスC実施業務	令和7年7月11日	株式会社M&C	令和7年7月12日 ～ 令和8年3月31日	2,250,000	要支援または事業対象者を対象として、通所による運動・口腔・栄養のプログラムを実施し、フレイル状態からの回復を図り、社会参加を促すことを目的とした事業	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市内介護事業者を対象として通所型サービスC事業説明会を実施し、参加した事業者のうち、3つの事業者より事業実施の意向を得られました。本事業は運動、栄養、口腔のプログラムの一体的な実施が必須であり、対応する専門職の配置が必要となります。この3事業者のうち、運動、栄養、口腔に対応する専門職の配置が可能な事業者は株式会社M&Cのみとなりますので、当事業者との随意契約を希望するものです。
高齢介護課	令和7年度 脳活性化教室「iトレ」運営業務	令和7年6月27日	株式会社COSPAウエルネス	令和7年6月28日 ～ 令和8年3月31日	1,165,000	65歳以上の市民を対象とした介護予防教室。物忘れなどの軽い認知機能低下を感じている人に対し、認知症に関する知識の普及と、認知機能の維持・向上を目的とした運動、脳トレーニング、ゲームなどを実施する1回120分、全12回の教室。また、認知機能の測定として、教室の前後にアイトラッキング式認知機能評価を実施する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当事業は大阪大学が開発したアイトラッキング式認知機能評価と当社が行うトレーニングや最先端技術のプログラムを組み合わせて共同開発した認知機能に有意義な改善効果があると判断されたオリジナルプログラムであるため。
高齢介護課	令和7年度 富田林市在宅介護支援センター業務	令和7年4月1日	在宅介護支援センターきし他5者	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	5,494,780	介護保険の「包括的支援事業」を住民の利便性を考慮し、効果的・効率的に実施するため地域包括支援センターの協力機関として富田林市地域包括支援センターと連携し、地域住民に対して、相談対応や訪問活動を行い、対象者ニーズへの対応や評価等の適切な支援を行う業務。また介護予防、在宅介護に関する知識の普及・啓発のための教室を開催する業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	富田林市在宅介護支援センター運営事業実施要綱第2条の規定により、市長が適切な事業運営が確保できると認めた団体であるため。
保険年金課	特定健康診査受診勧奨業務（大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業）	令和7年4月1日	株式会社NTTデータ関西	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	8,686,920	大阪府が「大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業」として、おおさか健活マイレージ「アスマイル」を府民向けに提供しており、これに附属する「アスマイル市町村オプションサービス」を利用して、特定健康診査を受診した富田林市国民健康保険被保険者へポイントを付与を行い特定健診受診率向上を目指す。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	大阪府の実施する業務に、市町村オプションサービスを追加するもので、他社が実施することができないため。
保険年金課	令和7年度 後期高齢システムJip-Base利用契約業務	令和7年4月1日	日本電子計算株式会社大阪支店	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	2,115,300	後期高齢者システム用サーバは、本市基幹系システムで利用しているクラウドサービス（Jip-Base）上に構築しているため、同クラウドサービスの月額利用契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務と基幹系システムのデータベースを正確かつ安定的に即時連携するためには、同一のクラウド環境上に構築することが必要不可欠であり、これらを有する唯一の業者であるため。
保険年金課	令和7年度 国民健康保険総合健康診断業務（年間単価契約）	令和7年4月1日	社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会富田林病院	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	7,317,505	富田林市国民健康保険加入者の健康保持増進のため総合健康診断（人間ドック）事業の実施を委託	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	富田林市内において、脳ドックと婦人科検診を併せて実施できる人間ドック実施機関は、同院と医療法人宝生会PL病院しかないため。
保険年金課	令和7年度 国民健康保険総合健康診断業務（年間単価契約）	令和7年4月1日	医療法人宝生会 PL病院	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	15,033,392	富田林市国民健康保険加入者の健康保持増進のため総合健康診断（人間ドック）事業の実施を委託	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	富田林市内において、脳ドックと婦人科検診を併せて実施できる人間ドック実施機関は、同院と社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会富田林病院としかないため。
保険年金課	令和7年度 国民健康保険料の決定にかかる通知書等印刷製本並びに封入封緘業務	令和7年4月11日	日本電子計算株式会社大阪支店	令和7年4月11日 ～ 令和7年7月31日	1,628,165	令和7年度国民健康保険料決定に係る通知書等の帳票作成、印刷処理、製本、封入封緘処理の業務を行う。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	基幹系システムのみが保有する情報を印刷する業務である為、現在の基幹系システム保守事業者に対して印刷及び封入封緘業務を委託するもの。